



# 府縣市町村より見たる道路事業 (三)

平井良成

## (地) 地方自治制度制定の豫備時代

中央集權主義を徹底せしめねばならぬことは明治維新の最高標目である。世界の文化に追及しなければならぬ爲めに斷行しなければならぬ針路である。斯くなさなければ徳川幕政の諸弊を打破し歐米先進國に伍して國運の展伸を期することを得ない理である。地方自治の如きは未だ政治家の注意を喚起するに到らない、時代は地方自治を要求しないのである。然るに諸政漸く新政の緒に就いて國民の一部には政治に興味を感ずるの曙光が認めらるることと

なつた、地方民をして唯一に知らしむることなくして依らしむるの主義は許されなくなつた。眞個國民の覺醒を促すには他に其途を開かねばならぬ。蓋し國民が一般に振起するに非ざれば國家を擧げて振起することを得ない。國民が振起するでなければ國運の進展は期待することが出来ない。此認識が稍々當時の爲政家の腦裡に發生したのであつた。されど急進的に歐米の政治に則することは國情が許さない處があるのと之れが實行を現はすに足るの智識を有する者がなかつたので舊來の慣行を斟酌して僅かに區町村をし

て自ら一部の事務を處理することを得せしめたのと國民をして地方行政に容喙し得るの途を披いたのである。即ち明治九年十月太政官布告第三百十號を以て各區町村金穀公借共有地取扱、土木起功規則の制定を見るに至つた。其全文は左の如きものである。

### 各區町村金穀公借共有物取扱土木起功規則

第一條 凡ソ一區ニ於テ金穀ヲ公借シ若クハ共有ノ地所 建物等ヲ賣買スル時ハ正副區戸長竝ニ其區内毎町村ノ 總代貳名ツ、ノ内六分以上之ニ連印スルヲ要スヘシ

第二條 凡ソ町村ニ於テ金穀ヲ公借シ若クハ共有ノ地所 建物等ヲ賣買スル時ハ正副區戸長竝ニ其町村内不動産 所有ノ者六分以上之ニ連印スルヲ要スヘシ

但右不動産所有者ヨリ其總代ヲ選ンテ之カ代理タラシ ムルハ其都台ニ任スヘシ

此規程に關しては後明治十一年に至つて太政官乙達第七十四號を以て左の如き取扱方を發布して居る。

一、町村限ノ土木起功共有物等ノ取扱ハ其町村會議ヲ

ル地方ニ於テハ其會議ニ於テ決定スヘシ

一、町村會ニ於テ其町村共有物ニ要スル規約ヲ議定シ 府知事縣令ノ認可ヲ請フトキハ其不都合ナキ者ハ府 知事縣令之ヲ認可シ所轄裁判所ニ通牒スヘシ

第三條 凡ソ區内若クハ町村内ニテ土木ヲ起功スル時ハ 其區ト町村ナルトニ隨ヒ各第一條若クハ第二條ニ倣フヘシ

第四條 若シ第一條第二條及第三條ニ指示セル場合ニ於テ唯正副區戸長ノ印ノミヲ鈐シ其須要ナル連印ナキモノハ總代之ヲ該區戸長限りノ私借若クハ私ノ土木起功ト看做スヘシ其正副區戸長ノ印ノミヲ以テ共有ノ地所 建物等ヲ賣買シタル者ハ總代賣買ノ效ヲ有セス

右條項を見るに其規定する處公法的なるものと私法的なるものと相混し立法の意圖に於て頗る幼稚なるものありと雖も當時に在つて或は明確なる規定であつたであらう。後世此規定を以て地方自治行政を確立したるものゝ如く解する者があるが予を以て之を視れば此は獨斷に陥つたものと

思ふのである。

素より地方の情勢は地方自治團體を設けて地方行政の進捗開發を計らなければならぬもの、かすかながらも認められたので百尺竿頭更らに一步を進めねばならぬものがあつた。夫れで明治十一年に至つて郡區町村編制法を發布して地方行政區劃を明確にして町村に町村會なる議決機關を設け得ることとし、更らに府縣會規則を定めて府縣に其意思決定機關を設置し以て全然官治によらざる事を表現した。即ち此等の成文を掲ぐる。

### 郡區町村編成法

(明治十一年七月二十二日  
日本政官布告第十七號)

第一條 地方ヲ畫シテ府縣ノ下、郡區町村トス

第二條 郡町村ノ區域名稱ハ總テ舊ニ依ル

第三條 郡ノ區域廣濶ニ過キ施政ニ不便ナル者ハ一部ヲ

畫シテ數郡トス

東西南北上中下某  
郡ト云フガ如シ

第四條 三府五港其他人民輻湊ノ地ハ別ニ一區トナシ其

廣濶ナル者ハ區分シテ數區トナス

第五條 每郡ニ郡長各一員ヲ置キ每區ニ區長各一員ヲ置

ク郡ノ狭少ナルモノハ數郡ニ一員ヲ置クコトヲ得

第六條 每町村ニ戶長各一員ヲ置ク又數町村ニ一員ヲ置

クコトヲ得

但區内ノ町村ハ區長ヲ以テ戶長ノ事務ヲ兼ヌルコトヲ

得

第七條 此編成法ヲ施行シ難キ島嶼ハ其制ヲ異ニスルヲ

得

第八條 地方ノ便益若クハ人民ノ請願ニ因リ止ムヲ得サ

ル理由アルモノハ郡區町村ノ區域名稱ヲ變更スルコト

ヲ得

第九條 第三條第四條第七條第八條ノ施行ヲ要スルトキ

ハ府知事縣令ヨリ内務卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘ

シ

但町村名稱ノ變更ハ内務卿ノ認可ヲ受クヘシ(第七條

第八條第九條ハ十三年四月布告第十四號ヲ以テ追加)

此郡區町村編成法ノ實施に因つて我國内ハ府縣の下に三

府五港其他人口ノ密集せる市街地をば區と爲した其數三十

二其他の地方を郡とし全國八百三十九郡となつた（北海道沖繩縣を除く）のである。郡の下に町村が置かれた。數年前より區町村に地方議會を設くるの意見が唱へられたが此郡區町村編成法が實施せられて後も尙是等の制度が定められなかつた。併し府縣に付ては同十一年七月二十二日太政官布告第十八號を以て府縣會規則が發布せられた。

### 府縣會規則

（明治十三年第十五號布告ヲ以テ改正）

#### 第一章 總 則

第一條 府縣會ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ豫算及ヒ其徵收方法ヲ議定ス

（十四年二月布告第六號ヲ以テ「府縣會ハ其議定スヘキ事件中細目ニ係ル事項ヲ區町村縣會若クハ水利土功會ノ議決ニ付スルヲ得ヘシ」ヲ追加）

第二條 府縣會ハ通常會ト臨時會トノ二類ニ別ツ其定期

ニ於テ開ク者ヲ通常會トナシ臨時ニ開ク者ヲ臨時會ト

ナス

第三條 通常會臨時會ヲ論セス會議ノ議案ハ總テ府知事

縣令ヨリ之ヲ發ス

第四條 臨時會ハ其特ニ會議ヲ要スル事件ニ限り其他ノ事件ヲ議スルヲ得ス

第五條 凡ソ地方稅ヲ以テ施行スヘキ事件ハ府縣ノ會議ニ付シ其議決ハ府知事縣令認可ノ上之ヲ施行スヘキ者トス

若シ府知事縣令其議決ヲ認可スヘカラスト思慮スル時ハ其事由ヲ内務卿ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

（十三年四月布告第十五號ヲ以テ第五條ヲ左ノ通改正

「府縣會ノ議決ハ府知事縣令認可ノ上之ヲ施行スヘキ者トス若シ府知事縣令其議決ヲ認可スヘカラスト思慮スルトキハ其事由ヲ内務卿ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ」

（又十四年二月布告第四號ヲ以テ第二項ヲ追加

「前項ノ場合ニ於テ府知事縣令ハ時宜ニ依リ之ヲ再議ニ付スルヲ得再議ノ後猶其議決ヲ認可スヘカラスト思慮スルトキハ内務卿ノ指揮ヲ請フコト前項ニ同シ」

第六條 府縣會ハ毎年通常會議ノ初メニ於テ地方税ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告書ヲ受ク

(十三年四月布告第十五號ヲ以テ第六條ヲ改正)

「府縣會ハ毎年通常會議ノ初メニ於テ地方税ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告書ヲ受ケ府知事縣令ニ説明ヲ求ムルコトヲ得若シ異見アルトキハ議長ノ名ヲ以テ直チニ内務大藏兩卿ニ上申スルコトヲ得」

(又十五年十二月布告第六十八號ヲ以テ左ノ一項ヲ加フ)

「出納決算ノ報告書ニ付府縣會ヨリ説明ヲ求ムルトキハ府知事縣令若クハ代理人之ヲ説明スヘシ」

第七條 通常會期中議員ノ内一人又ハ數人其府縣内ノ利害ニ關スル事件ニ付政府ニ建議セントスル者アレハ議長ノ許可ヲ得テ之ヲ會議ニ付シ過半數ノ同議ヲ得タルトキハ其會ノ所見トシ議長ノ名ヲ以テ之ヲ内務卿ニ建議スルヲ得

(十三年四月布告第十五號ヲ以テ左ノ通改正)

「通常會期中議員ノ内二人以上ノ發議ヲ以テ其府縣内

ノ利害ニ關スル事件ニ付政府ニ建議セントスル者アレハ先ツ議會ノ許可ヲ得テ之ヲ會議ニ付シ可決スルトキハ其會ノ所見トシ議長ノ名ヲ以テ直チニ内務卿ニ建議スルヲ得」

(更ニ十五年二月布告第十號ヲ以テ左ノ通改正)

「通常會期中議員ノ内二人以上ノ發議ヲ以テ其府縣内ノ利害ニ關スル事件ニ付建議ヲナサントスル者アラハ先ツ議會ノ許可ヲ得テ之ヲ會議ニ付シ可決スルトキハ其會ノ所見トシ議長ノ名ヲ以テ直ニ内務卿ニ建議シ又ハ府知事縣令ニ建議スルヲ得」

第八條 府縣會ハ府知事縣令ヨリ其府縣内ニ施行スヘキ事件ニ付會議ノ意見ヲ問フコトアルトキハ之ヲ議ス

第九條 府縣會ハ議事ノ細則ヲ議定シ府知事縣令ノ認可ヲ得テ之ヲ施行スルコトヲ得

(十三年四月布告第十五號ヲ以テ左ノ一項ヲ加フ)

「府縣會ハ議員ノ内招集ニ應セス又ハ事故ヲ告ケスシテ參會セサル者ヲ審査シ其退職者タルヲ決スルヲ得

(更ニ十四年二月布告第四號ヲ以テ左ノ一項ヲ加フ

「府知事縣令ト府縣會トノ間ニ於テ法律ノ見解ヲ異ニシ又ハ權限ヲ爭フコトアルトキハ双方ヨリ其事由ヲ具狀シ政府ノ裁定ヲ請フヘシ此場合ニ於テ府知事縣令ハ其議事若クハ會議ヲ中止スルコトヲ得」)

## 第二章 選 舉

第十條 府縣會ノ議員ハ郡區ノ大小ニ依リ每郡區ニ五人以下ヲ選フ

(十五年二月布告第十號ヲ以テ左ノ一項ヲ加フ

「每郡區議員定數ノ外補缺員トシテ十人以上ヲ増選スルヲ得」)

第十一條 議長副議長ハ議員中ヨリ公選シ府知事縣令之ヲ認可シ内務卿ニ報告ス可シ

議長副議長及ヒ議員ハ俸給ナシ但會期中滞在日數及ヒ往復旅費ヲ給ス其額ハ會議ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

(十三年四月布告第十五號ヲ以テ第一項ヲ改正

「議長副議長ハ議員中ヨリ公選シ之ヲ府知事縣令ニ報

告シ府知事縣令ハ之ヲ内務卿ニ報告スヘシ)

第十二條 書記ハ議長之ヲ選ヒ庶務ヲ整理セシム其俸給ハ會費ノ中ヨリ之ヲ支給ス

第十三條 府縣會ノ議員タルコトヲ得ヘキ者ハ滿二十五歲以上ノ男子ニシテ其府縣内ニ本籍ヲ定メ滿三年以上住居シ其府縣内ニ於テ地租拾圓以上ヲ納ムル者ニ限ル但左ノ各款ニ觸ル、者ハ議員タルコトヲ得ス

第一款 風癩白痴ノ者

第二款 懲役一年以上實決ノ刑ニ處セラレタル者

(十三年四月布告第十五號ヲ以テ左ノ通改正

「懲役一年以上及ヒ國事犯禁獄一年以上實決ノ刑ニ處セラレタル者但滿期後七年ヲ經タル者ハ此限ニアラス」)

(更ニ十五年二月布告第十號ヲ以テ左ノ如ク改正

「舊法ニ依リ一年以上懲役及國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經サル者」)

第三款 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者

第四款 官吏及教導職

(十五年二月布告第十號ヲ以テ「及陸海軍諸卒現役者」ヲ加フ)

(十三年四月布告第十五號ヲ以テ「第五款 府縣會ニ於テ退職者トセラレタル後四年ヲ經サル者」ヲ加フ)

第十四條 議員ヲ選舉スルヲ得ヘキ者ハ滿二十歲以上ノ男子ニシテ其郡區内ニ本籍ヲ定メ其府縣内ニ於テ地租五圓以上ヲ納ムル者ニ限ルヘシ

但前條ノ第一款第二款第三款ニ觸ル、者ハ選舉人タルコトヲ得ス

(十三年四月布告第十五號ヲ以テ第三款ノ次ニ「第五款」ヲ加フ)

第十五條 議員ヲ選舉セントスルトキハ府知事縣令ヨリ

某月間ニ選舉會ヲ開クヘキ旨ヲ布令シ郡區長ハ豫メ選舉ノ投票ヲ爲スヘキ日ヲ定メ少クトモ十五日前ニ之ヲ郡區間ニ公告スヘシ(二十二年法第六號ヲ以テ廢止)

第十六條 選舉ノ投票ハ豫定ノ日ニ郡區廳ニ於テ之ヲ爲

シ郡區長之ヲ調査シ選舉會中ノ取附ヲ爲スヘシ但便宜ニ因リ郡區廳外ニ於テ選舉會ヲ開クコトヲ得

第十七條 投票ハ豫メ郡區長ヨリ付與シタル用紙ニ選舉人自己及ヒ被選人ノ住所姓名年齢ヲ記シ豫定ノ日之ヲ郡區長ニ出スヘシ投票ハ多數ノ者ヲ以テ當選人トシ同數ノ者ハ年長ヲ取り同年ノ者ハ圖ヲ以テ之ヲ定ム

但投票ハ代人ニ託シ差出スモ妨ケナシ

(十三年四月布告第十五號ヲ以テ左ノ通改正

「選舉人ハ豫メ郡區長ヨリ付與シタル投票用紙ニ自己及ヒ被選人ノ住所姓名ヲ記シ豫定ノ日之ヲ郡區長ニ出スヘシ其投票多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トシ同數ナラハ年長ヲ取り同年ナラハ圖ヲ以テ之ヲ定ム

但投票ハ代人ニ託シ差出スモ妨ケナシ」

(二十二年法第六號ヲ以テ本條及十八條第十九條廢止)

第十八條 投票終ルノ後郡區長ハ選舉人名簿ニ就テ投票ノ當否ヲ査シ又被選人名簿ニ就テ當選人ノ當否ヲ査ス若シ法ニ於テ不適當ナル者アルカ或ハ當選人自ラ其選

ヲ辭スルトキハ順次投票ノ多數ヲ得タル者ヲ取ル

第十九條 當選人ノ當否ヲ査定スルノ後郡區長ハ其當選

人ヲ郡區廳ニ呼出シ當選狀ヲ渡シ當選人ハ請書ヲ出ス

ヘシ

但當選人各請書ヲ出シタル後郡區長ハ其當選人ノ姓名

等ヲ郡區内ニ公告スヘシ(十三年四月布告第十五號ヲ

以テ「當選人ノ」ヲ削除ス)

第二十條 一人ニシテ數郡區ノ選ニ當ルトキハ其何レノ

郡區ニ屬スヘキハ當人ノ好ニ任スヘシ

第二十一條 議員ノ任期ハ四年トシ二年毎ニ全數ノ半ヲ

改選ス第一回二年期ノ改選ヲ爲スハ抽籤法ヲ以テ其退

任ノ人ヲ定ム

第二十二條 議長副議長ノ任期ハ二年トシ議員ノ改選毎

ニ之ヲ公選スヘシ

第二十三條 前二條ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再選スル

コトヲ得

第二十四條 議員中第十三條ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇

スル者アルカ其府縣外ニ轉住スルカ又ハ死去シタルト  
キハ更ニ其缺ニ代ル者ヲ選舉ス其疾病等止ムヲ得サル  
事故ナクシテ開會ノ招集ニ應セサル者ハ退職者トシ亦  
其缺ニ代ル者ヲ選舉ス

(十三年四月布告第十五號ヲ以テ左ノ通改正)

「議員中第十三條ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スルカ其  
府縣外ニ轉住スルカ其他總テ缺員アルトキハ更ニ之ニ  
代ル者ヲ選舉ス」

(更ニ十五年二月布告第十號ヲ以テ「轉住」ヲ「轉籍」

ト改メ尙左ノ但書ヲ加フ

「但缺員アルトキハ順次投票ノ多數ヲ以テ之ヲ取り尙

缺員アルトキハ本條末文ノ手續ニ據ル」

### 第三章 議 則

第二十五條 議員半數以上出席セザレハ當日ノ會議ヲ開

クヲ得ス

第二十六條 會議ハ過半數ニ依テ決ス可否同數ナルトキ

ハ議長ノ可否スル所ニ依ル



第二十七條 府知事縣令若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議

案ノ旨趣ヲ辯明スルヲ得但決議ノ數ニ入ルコトヲ得ス

第二十八條 會議ハ傍聽ヲ許ス但府知事縣令ノ要メニ依

リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ傍聽ヲ禁スルヲ得

第二十九條 議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス然レ

トモ人ノ身上ニ附テ褒貶毀譽ニ涉ルコトヲ得ス

第三十條 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス若シ規則ニ

背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ議

長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得其強暴ニ涉ル者ハ

警察官吏ノ處分ヲ求ムルヲ得

#### 第四章 開 閉

第三十一條 府縣會ハ毎年一度三月ニ於テ之ヲ開ク其開閉

ハ府知事縣令ヨリ之ヲ命シ會期ハ三十日以内トス但府

知事縣令ハ會議ノ衆議ヲ取リテ其日限ヲ延フルコトヲ

得ルト雖モ其事由ヲ直ニ內務卿ニ報告スヘシ

(十五年十二月布告第六十八號ヲ以テ左ノ通改正

「府縣會ハ毎年一度三月ニ於テ之ヲ開ク其開閉ハ府知

事縣令ヨリ之ヲ命ス會期ハ卅日以内トス但區部郡部會

ヲ開ク地方ニ於テハ七日以内延期スルコトヲ得

第三十二條 通常會期ノ外會議ニ附スヘキ事務アル時府

知事縣令ハ臨時會ヲ開クコトヲ得

但該會ヲ要スル事由ヲ直ニ內務卿ニ報告スヘシ

第三十三條 會議ノ論說國ノ安寧ヲ害シ或ハ法律又ハ規

則ヲ犯スコトアリト認ムルトキハ府知事縣令ハ會議ヲ

中止セシメ內務卿ニ具狀シテ其指揮ヲ請フヘシ

(十四年二月布告第四號ヲ以テ左ノ二項ヲ加フ

「府縣會ニ於テ若シ法律上議定スヘキ議案ヲ議定セサ

ルコトアルトキハ府知事縣令ハ更ニ其議定ヲ要セス內

務卿ニ具狀シ其認可ヲ得テ之ヲ施行スルコトヲ得

議員招集ニ應セサル者半數ヲ過キ議會ヲ開クヲ得サル

コトアルトキハ府知事縣令ハ其事由ヲ內務卿ニ具狀シ

指揮ヲ請フヘシ

(更ニ十五年十二月布告第六十八號ヲ以テ第二項ヲ改メ

第四項ヲ追加スルコト左ノ如シ

「……議定セサルコトアルトキハ」ヲ議定セス又ハ會

期內ニ於テ議案ヲ議決シ終ラサルトキハ」ト改正

第一項ノ場合ニ於テ内務卿ハ府縣會ヲ停止スルコトヲ得而シテ更ニ開會ヲ命スル迄ノ間ニ府知事縣令ニ於テ地方税ノ經費豫算及徵收方法ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ得テ之ヲ施行スルコトヲ得」

第三十四條 會議中國ノ安寧ヲ害シ或ハ法律又ハ規則ヲ犯スコトアリト認ムル時ハ内務卿ハ何レノ時ヲ問ハス議員ノ解散ヲ命スルコトヲ得

（十三年四月布告第十五號ヲ以テ左ノ通改正

「議員ノ解散ヲ命スルコトヲ得」ヲ「閉會ヲ命シ又ハ議員ノ解散ヲ命スルコトヲ得」

（更ニ十四年二月布告第四號ヲ以テ「閉會ヲ命シ又ハ」ヲ削除シ左ノ一項ヲ追加

「前項ノ場合ニ於テ前議員ノ未タ議定セサル議案アルトキハ後任議員ヲシテ之ヲ議定セシムヘシ」

第三十五條 内務卿ヨリ解散ヲ命シタルトキハ更ニ議員

ヲ改選スヘシ

（十三年四月布告第十五號ヲ以テ左ノ通改正

「内務卿ヨリ解散ヲ命シタルトキハ其解散ヲ命シタル日ヨリ九十日以内ニ更ニ議員ヲ選舉スヘシ」

斯くノ如クにして地方議會を府縣に設置するに至りたるも其權限の如き頗る狹隘であつて單に豫算と府縣税の徵收方法を議決するに止まる（第一條）従つて府縣としての地方自治の自主權の如き未だ其觀念すら會得する者なき時なりと見ざるを得ず而かも議員選舉の如き記名式主義で何人が何人を選擧したるかが判明するを以て其投票は選舉人の意思の自由と公正とを保持し得べからざるは疑ふの餘地がない。尤も此時代に於ては未だ政黨派の相争ふ事少なく假令中央政府の施政に對し反對批判するも地方行政に對しては干渉すること稀少なりしは敢て多言を要せざる處であるが明治十五年頃に至つては中央政府に對する政黨の反抗甚しく率ゐて地方に及んだのである。此等の情勢に基因するにや同十五年十二月太政官布告七十號を以て左の如き發令

を見た。

府縣會議員會議ニ關スル事項ヲ以テ他ノ府縣會議員ト聯  
合集會シ又ハ往復通信スルコトヲ許サス

其集會スル者何等ノ名義ヲ以テスルモ府知事縣令ニ於テ  
此禁令ヲ犯ス者ト認ムルトキハ直ニ解散ヲ命スヘシ

前項ノ場合ニ於テ解散ノ命ニ從ハサルモノハ集會條例第  
十三條ニ依テ處分ス

と此布告文を一見するに於て時の爲政者が如何に團結力を  
恐れたるか窺知し得らるるのである。

兎にも角にも府縣に在つては一面其意思の決定機關とし  
て府縣會が設けられたので他面に於て其經濟上經費資源を  
確立しなければならぬのは當然の事理である。夫れで明治  
十一年七月太政官布告第十九號を以て「従前府縣稅及民費  
の名を以て徵收し來りたる府縣費區費」を改めて地方稅と  
爲すこととし其規則を發布した。即ち、

地方稅規則 (明治十三年第十六條太  
政官布告ヲ以テ改正)

第一條 地方稅ハ左ノ目ニ從ヒ徵收ス

一、地租五分一以内

一、營業稅並雜種稅

一、戶數割

第二條 營業稅雜種稅ノ種類及制限ハ別段ノ布告ヲ以テ  
之ヲ定ム

第三條 地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

一、警察費

一、河港道路堤防橋梁建築修繕費

一、府縣會議諸費

一、流行病豫防費

一、府縣立學校及少學校補助費

一、郡區廳舍建築費及廳中諸費

一、郡區吏員給料旅費及廳中諸費

一、病院及教育所諸費

一、浦役場及難破船諸費

一、管内限リ諸達書及揭示諸費

一、勸業費

一、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

各町村限及區限ノ入費ハ其區内町村内人民ノ協議ニ任

セ地方稅ヲ以テ支辨スルノ限ニ在ラス

第四條 其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トナシ府知

事縣令ハ其年二月迄ニ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ

豫算竝地方稅徵收ノ豫算ヲ立テ翌年度ノ定額トナシ其

府縣會ノ議決ヲ取り其年五月ヲ以テ内務卿及大藏卿ニ

報告スヘシ其未夕府縣會ヲ設置セサル地方ハ直ニ内務

卿及大藏卿ニ報告スヘシ

第五條 非常ノ費用(豫算ニ立ツルヲ得サル天災時變ノ

費用ヲ云フ)ハ別ニ賦課スルヲ得ルト雖モ其府縣會ノ

議決ヲ取り内務卿及大藏卿ニ報告スルハ第四條ノ順序

ニ從フヘシ其急施ヲ要スル事項ハ施行シテ後報告スヘ

シ但報告期限ハ第七條ニ依ル

第六條 地方稅徵收ノ期限ハ府知事縣令適宜ニ之ヲ定ム

ヘシ

第七條 府知事縣令ハ毎年七月ニ至リ其一周年度ノ出納

ヲ計査シ精算帳及計表ヲ製シテ内務卿及大藏卿ニ報告

スヘシ且翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ府縣會ニ報告

スヘシ

府縣稅に依リ支辨するを要する費途は第三條に規定する

處なるも急激に其全部を地方費に於て負擔せしむるは適當

ならざるものであると思料し同月同日太政官第三十號布告

を以て左の如き規定を發布しておる。

今般第十九號布告ノ通地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目相定

候ヘトモ右費目中官費支出ニ係ル者ハ猶從前ノ通下ケ渡

スヘク候云々

と之れにて地方費の負擔上急激な變動を緩和することとな

つた。而して右規則第二條に規定する營業稅雜種稅の種類

及制限に關しては明治十一年十二月太政官布告第三十九號

を以て定められた。即ち、

地方稅中營業稅雜種稅ノ種類及ヒ制限

第一條 營業稅ヲ分ツテ三類トス其稅額第一類ハ金拾五

圓以内トシ第二類ハ金拾圓以内トシ第三類ハ金五圓以

内トス其目左ノ如シ但シ國稅アルモノヲ除ク

第一類

諸會社及ヒ諸卸賣商

第二類

諸仲買商

第三類

諸小賣商及ヒ雜商

第二條 雜種稅ハ其種類ニ依リ各箇ニ稅額ヲ定ム其目左

ノ如シ

船（明治七年第二十一號布告舩船云々ノ分）

車（馬車、人力車、荷積馬車、荷積大七八八車、荷積

中小車、荷積牛車類）

|| 國稅ノ半額以內

諸市場演劇其他諸興行並遊覽所 || 上リ高百分五以內諸

遊技場（玉突、大弓揚弓、吹矢ノ類）

|| 一ケ年金拾貳圓以內

料理屋（西洋料理屋共）待合茶屋、遊船宿、芝居、人

寄席 || 一ケ年金十二圓以內

質屋、兩挽屋（爲替店共）廻漕店

|| 一ケ年金十五圓以內

古着古金古道具類（書畫骨董店共）商、旅籠屋、諸飲

食店（鰻屋、鮓屋、蕎麥屋類） || 一ケ年金十圓以內

湯屋、理髮床、雇人諸宿 || 一ケ年金五圓以內

遊藝師匠、遊藝稼人、相撲 || 一ケ年金十二圓以內

俳優 || 一ケ年金六十圓以內

翫間、藝妓 || 一ケ年金四十二圓以內

水車 || 一ケ年金五圓以內

乘馬（自用渡世共） || 一ケ年一頭ニ付金一圓以內

屠牛 || 一頭ニ付金五十錢以內

第三條 漁業稅採藻稅ハ各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徵收

スヘシ若シ其例規ヲ改正シ又ハ新法ヲ創設セントスル

モノハ府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ヘ稟議スヘシ

第四條 府知事縣令ハ府縣會ノ決議ヲ以テ第一條第二條

類目中ニ於テ賦課スル者ヲ取捨スルコトヲ得

第五條 府知事縣令ハ其賦課スヘキ各業ノ盛衰ヲ視察シ

府縣會ノ決議ヲ以テ稅額制限内ニ於テ各箇ノ稅額ヲ查定スヘシ

第六條 一軒内ニ於テ數種ノ營業ヲ爲スモノ又ハ卸賣小賣ヲ兼ヌルモノハ其稅額ノ最モ多キモノ一箇ノミヲ徵收スヘシ

第七條 凡ソ稅額ハ一ケ年ヲ以テ其制限ヲ定ムト雖モ各地ノ便宜ニ依リ年額ヲ準據シ日稅月稅トシテ之ヲ徵收スルコトヲ得

第八條 第四條第五條ニ於テ確定シタル課目課額ハ府知事縣令ヨリ内務大藏兩卿ニ報告スヘシ

地方行政の財政的資源は叙上の如く地方稅規則の發布に依つて聊か明確なることを得たのであるが之れを實際に照して尙不十分なる點あるを看取し明治十三年四月に至り全部の改正を施し更らに其後屢々一部の更正を加へて府縣制々定の時に及んだのである。重複の嫌あるも更めて全文を掲げ屢次の改正を明かにする。即ち同年太政官布告第十六號を以て明治十一年七月第十九號布告地方稅規則を改正せ

られたものである。

### 地方稅規則

第一條 地方稅ハ左ノ目ニ從ヒ徵收ス

一、地租五分一以内（十三年十一月第四十八號布告ヲ以テ三分一ト改ム）

一、營業稅並雜種稅

一、戶數割

第二條 營業稅雜種稅ノ種類及制限ハ別段ノ布告ヲ以テ

之ヲ定ム（明治十五年一月布告第二號ヲ以テ「及制限」ノ三字削除）

第三條 地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

一、警察費

一、河港道路堤防橋梁建築修繕費

一、區町村土木補助費

一、府縣會議諸費

一、衛生及病院費

一、府縣立學校費及小學校補助費

（十四年二月布告第五號ヲ以テ土木費ト改ム）

(十四年二月布告第五號ヲ以テ教育費ト改ム)

一、郡區廳舎建築修繕費

一、郡區吏員給料旅費及廳中諸費

一、救育費

一、浦役場及難破船諸費

一、管内限リ諸達書及揭示諸費

(諸達書及揭示諸費)

一、勸業費

一、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

(十七年五月布告第十三號ヲ以テ戸長以下給料旅費ト

改ム)

(「地方稅取扱費」十四年二月布告第五號ヲ以テ追加)

一、豫備費

「豫算外ニ生シタル事件ノ費途及豫算ノ臨時不足ニ充

ツ者」

(十四年二月布告第五號ヲ以テ追加)

各町村限及區限リ入費ハ其區内町村内人民ノ協議ニ任

セ地方稅ヲ以テ支辨スルノ限ニアラス

右ノ外特ニ費目ノ増加ヲ要スルトキハ府縣會ノ決議ヲ

經テ府知事縣令ヨリ内務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可

ヲ受クヘシ

(十五年一月布告第二號ヲ以テ左ノ如ク改ム

「第三條 地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

一、警察費

一、警察廳舎建築修繕費

一、土木費

一、區町村土木補助費

一、府縣會議諸費

一、衛生及病院費

一、教育費

一、區町村教育補助費

一、郡區廳舎建築修繕費

一、郡區吏員給料旅費及廳中諸費

一、救育費

一、浦役場及難破船諸費

一、諸達書及揭示諸費

一、勸業費

一、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

一、地方稅取扱費（府縣廳ニ屬スル爲換方給料爲換手

數料現金遞送等ノ費用）

一、府縣廳舎建築修繕費

一、府縣監獄費

以上費用ハ互ニ流用スルコトヲ許サス

一、豫備費「豫算外ニ生シタル事件ノ費途ニ充ツヘキ

モノ」

右ノ外特ニ費用ノ増加ヲ要スルトキハ府縣會ノ決議ヲ

經テ府知事縣令ヨリ内務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可

ヲ受クヘシ」

第四條 其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トナシ府知

事縣令ハ其年二月迄ニ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ

豫算並地方稅徵收ノ豫算ヲ立テ翌年度ノ府縣會ノ議決

ヲ取り其年五月ヲ以テ内務卿及大藏卿ニ報告スヘシ

「其年四月ヨリ翌年三月迄ヲ一周年度トナシ府知事縣

令ハ前年十月迄ニ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ豫算

並地方稅徵收ノ豫算ヲ立テ翌年度ノ定額トナシ其府縣

會ノ議決ヲ取り其年二月ヲ以テ内務卿及大藏卿ニ報告

スヘシ」

（十七年十二月布告第二十九號ヲ以テ改正尙「明治十

九年度ヨリ施行ス但明治十八年ハ明治十八年七月ヨリ

翌年三月マテ九ヶ月ヲ以テ一周年度トス」ト定ム

（十五年十二月布告第六十九號ヲ以テ追加）

「地方稅ヲ以テ支辨スヘキ事件數年ヲ期シテ施行スル

モノハ初年ニ於テ其年期内各年度ノ經費豫算ヲ定メ府

縣會ノ議決ヲ取り府知事縣令ヨリ内務卿ニ具狀シ認可

ヲ得テ其年期間之ヲ施行スルコトヲ得」

第五條 非常ノ費用ハ（豫算ニ立ツルヲ得サル天災時變

ノ費用豫備費ヲ以テ給足セサルモノヲ云フ）別ニ賦課

スルヲ得ルト雖モ其府縣會ノ議決ヲ取り内務卿及大藏



卿ニ報告スヘシ「其急施ヲ要スル事項ハ府縣會ニ付セズ便宜施行シテ後報告スルヲ得此場合ニ於テハ之ヲ其後開ク所ノ府縣會ニ報告スヘシ」(十四年二月布告第五號ヲ以テ削除)

(「前年度經費決算ノ場合ニ於テ己ムヲ得サル事故アリテ費用中不足ヲ生スルモノアルトキハ府知事縣令ハ府縣會ノ議決ヲ取り其補充費ヲ徵收スルコトヲ得」)

(十五年十二月布告第六十九號ヲ以テ追加)

「其急施ヲ要スル事項云々」十四年二月布告第五號ヲ以テ削除)

第六條 地方稅徵收ノ期限ハ府知事縣令適宜ニ之ヲ定ム

ヘシ

第七條 府知事縣令ハ毎年七月ニ至リ其一周年度内ノ出納ヲ計査シ精算帳及計表ヲ製シテ内務卿及大藏卿ニ報告スヘシ且翌年通發令會議ノ初メニ於テ之ヲ府縣會ニ報告スヘシ「然ル後内務卿及大藏卿ニ報告スヘシ」

(十四年二月布告第五號ヲ以テ……削除)〔内改正〕

第八條 府縣會若シ豫算ノ議案ヲ議決セサルカ又ハ議案ヲ議定スルニ及ハスシテ内務卿ヨリ閉會若クハ解散ヲ命シタルトキハ府知事縣令ノ具申ニ依リ内務卿ハ前年度ノ豫算額ニ據テ徵收セシムルヲ得(十四年二月布告第五號ヲ以テ削除)

第九條 島嶼ノ地方稅ニ係ル經費ハ府縣會ノ議決ヲ經テ府知事縣令ヨリ内務卿ニ具狀シ其裁定ヲ得テ本屬府縣ノ經費ト之ヲ分別スルコトヲ得

第十條 區ノ地方稅ニ係ル經費ハ府縣會ノ議決ヲ經テ府知事縣令ヨリ内務卿ニ具狀シ其裁定ヲ得テ郡ノ經費ト之ヲ分別スルコトヲ得

次て同年同月太政官布告第十七號を以て明治十一年十二月第三十九號布告地方稅中營業稅雜稅ノ種類及び制限(改正地方稅規則第二條)に改正を加へた。而して尙明治十四年四月布告第九號同十五年一月布告第三號を以て一部の改正を爲した其事項を摘記すれば左の如きものである。

地方稅中營業稅雜稅ノ種類及制限(改正)

第一條 營業稅目左ノ如シ其制限金拾五圓以內トス國稅  
アルモノヲ除ク

會社、卸賣商、仲買商、小賣商、雜商

〔第一條 營業稅ヲ課スヘキ種類左ノ如シ但國稅アル  
モノハ課稅ノ限ニアラス

商業 「工業」ヲ本文ノ通十五年一月布告第三號ヲ以

テ改正)

第二條 (諸市場諸遊技場ノ諸ヲ除ク、大弓揚弓吹矢ノ  
類トアルヲ大弓揚弓射的吹矢ノ類ト改ム、廻漕店ヲ陸  
運又ハ廻漕ヲ以テ營業トスル者ト改メ、屠牛ヲ屠畜ト  
改ム) (十四年二月布告第九號ヲ以テ十七號布告第二  
條中製造所ノ下職工ヲ加フ)

(第二條 雜種稅ヲ課スヘキ種類左ノ如シ

料理屋待合茶屋遊船宿芝居飲食店ノ類

湯屋

理髮人

傭人受宿

遊藝師匠遊藝稼人相撲併優翫間藝妓ノ類

市場

演劇其他興行遊覽所

遊技場 玉突大弓揚弓  
射的吹矢ノ類

人寄席

船「舁船川船及五十石未滿ノ海船」

車「馬車人力車荷積馬車荷積大七八大八車荷積中小車荷

積牛車ノ類

但國稅ノ額ヲ超過スヘカラス

水車

乘馬

屠畜

漁業採藻ノ類

但漁業稅採藻稅ハ各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徵收スヘ  
シ若シ其慣例ヲ改正シ又ハ新稅ヲ賦課セントスルモノ  
ハ府縣會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ  
具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ」

右十五年一月布告第三號ヲ以テ改正)

(十五年一月布告第三號ヲ以テ改正)

第三條 (十五年一月布告第三號ヲ以テ削除)

尚同年五月布告第二十七號ヲ以テ東京府地方稅取扱方法

第四條 改正ナシ

カ發布セラレタ即チ

第五條 (「稅額制限内ニ於テ」十五年一月布告第三號ヲ

東京府地方稅取扱方 (十四年二月布告) (第八號ヲ以テ廢止)

以テ削除)

第一條 東京府ノ營業稅雜種稅ハ府會ノ決議ヲ經テ內務

第六條 (「凡ソ稅額ハ一ケ年ヲ以テ其制限ヲ定ムト雖モ

大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ得テ其制限ヲ殊ニスル

各地ノ便宜ニ依リ年額ニ準據シ日稅月稅トシテ之ヲ

コトヲ得

徵收スルコトヲ得」十五年一月布告第三號ヲ以テ削

第二條 東京府ハ府會ノ決議ニヨリ水道瓦斯燈費及ヒ火

除)

災豫防費ヲ以テ地方稅費用中ニ加フルコトヲ得

第七條 (「凡ソ上リ高ヲ以テ稅額ヲ定ムルモノハ各地ノ

府縣に關しては叙上の如ク其財政上の資源として地方稅

便宜ニ依リ上リ高見積リヲ以テ日稅月稅トシテ之ヲ徵

の確立を見、議決機關として府縣會は設置せられ稍地方自

收スルコトヲ得十五年一月布告第三號ヲ以テ削除)

治團體の態形を有することゝなつた。然るに區町村に至つ

第八條 第四條第五條ニ於テ確定シタル課目課稅ハ府知

ては地方事業を纔かに協議費に依つて施行し得るに過ぎ

事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ報告スヘシ

ず、如何にして地方行政の進展を期し得べきか中間團體と

第九條 第一條第二條「第三條稅目」(課稅種類ノ外地方

る府縣の存在するに至りたるも其根幹たる區町村が團體と

特別ノ課稅ヲ要スルモノハ府縣會ノ決議ヲ經テ府知事

して活動するにあらずんば府縣の活動は望み得られないの

縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ

である。茲に於てか明治十三年四月太政官布告第十八號を

以て區町村會法が發布せられた。即ち、

### 區町村會法

第一條 區町村會ハ其區町村ノ公共ニ關スル事件及ヒ其經費ノ支出徵收方法ヲ議定ス

第二條 區町村會ノ規則ハ其區町村ノ便宜ニ從ヒ之ヲ取設ケ府知事縣令ノ裁定ヲ受クヘシ

第三條 數區町村聯合會ヲ開クトキハ其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ府知事縣令ノ裁可ヲ受クヘシ

第四條 區會ノ評決ハ區長之ヲ施行シ町村會ノ評決ハ戶長之ヲ施行ス若シ評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メテ府知事縣令（戶長ハ郡區長ヲ經テ）ノ指揮ヲ乞フコトヲ得

第五條 數區聯合會ノ評決ハ區長之ヲ施行シ數町村聯合會ノ評決ハ地方ヲ便宜ニヨリ戶長又ハ郡區長之ヲ施行ス若シ評決ヲ不適當ナリトスルトキハ總テ前條ノ手續ニ從フヘシ

第六條 郡區長ニ於テ町村會若シ法ニ背クコトアリトス

ルトキハ之ヲ中止シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メテ府知事縣令ノ指揮ヲ乞フコトヲ得

第七條 府知事縣令ニ於テ區町村會及ヒ聯合會若シ法ニ背クコトアリトスルトキハ之ヲ中止スルコトヲ得又ハ之ヲ解散シテ改選セシムルコトヲ得

第八條 水利土功（公共ノ水利土功ニシテ全町村ノ利害ニ關涉セス或ハ數町村ノ幾分ノミ其利害ニ關係スルモノ又ハ利害ニ關係ナキモ從來組合等ノ慣行アルモノヲ云フ）ノ爲メ町村會ノ決議ヲ以テ其關係アル人民若クハ町村ノ集合ヲ要スルトキハ其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ府知事縣令ノ裁定ヲ受クヘシ

（十四年二月布告第七號ヲ以テ左ノ通改正

土功ノ爲メ其關係アル人民ノ集會ヲ要スルトキハ其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ府知事縣令ノ裁定ヲ受クヘシ）

第九條 前條ニ掲ケタル集會評決ノ施行及ヒ其取締ハ第四條ヨリ第七條マテノ手續ニ從フヘシ

第十條 第三條及ヒ第八條ニ掲ゲタル集合ヲ要スルトキ其關係アル區町村若クハ人民中異議アリテ其集會ニ應セサルトキハ府知事縣令之ヲ府縣會ニ付シ其決スル所ニ依リ之ヲ定ムヘシ

但府縣會ノ閉會ニ當リ其開會ヲ待ツヘカラサルトキハ府知事縣令之ヲ決定スルコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ閉會ニ於テ之ヲ報告スヘシ

(十五年二月布告第十一號ヲ以テ但書ヲ左ノ通改正

但府縣會ノ閉會ニ當リ其開會ヲ待ツヘカラサルトキハ常置委員ノ決議ニ付スルコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ閉會ニ於テ常置委員ヨリ之ヲ報告スヘシ)

斯くの如く區町村に各議決機關として區町村會を設くることを得るの途は開かれたが劃一的に各區町村に必ず區町村會を設置するにあらずして其區町村の便宜に従ひて設置するものなれば其設置せざる區町村に在つては明治十二三年頃各府縣に於て定めた町村會規則に依つて設けたる町村會が存續されて居つたのであろうが、大體は太政官布告第

十八號區町村會法の施行に依つて廢止せられたのである。然れども區町村に在つて其議決機關たる區會町村會の存するものと否らざるものと其制度區々に涉るが如きは地方行政の進捗を阻碍すること少からざるを看取し明治十七年五月布告第十四號を以て前の區町村會法に對し全部の改正を加へ全國に統一的區町村會の設置を爲しむることとせられた。即ち其全文を掲ぐれば左の如し。

### 區町村會法

第一條 町村會ハ區町村費ヲ以テ支辨スヘキ事件及其經費ノ支出徵收方法ヲ議定ス

第二條 區町村會ノ會期、議員ノ員數、任期、改選及其他ノ規則ハ府知事縣令之ヲ定ム

第三條 區會ハ區長之ヲ招集シ其議案ヲ發ス町村會ハ戶長之ヲ招集シ其議案ヲ發ス

第四條 區會ノ評決ハ區長之ヲ施行シ町村會ノ評決ハ戶長之ヲ施行ス若シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メ府知事縣令ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

第五條 區長ニ於テ區會、郡區長戶長ニ於テ町村會ノ議事若シ法ニ背キ又ニ治安ヲ害スルコトアリト認ムルトキハ其會議ヲ中止シ府知事縣令ニ具狀シテ指揮ヲ請フ

ヘシ

第五條 府知事縣令ニ於テ區町村會ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコトアリト認ムルトキハ何時タリトモ區町村會ヲ停止シ又ハ之ヲ解散シテ改選セシムルコトヲ得

第七條 前條ノ場合ニ於テ停止又ハ解散ヲ命シタルトキハ更ニ開會ヲ命シ又ハ改選スル迄ノ間區長戶長ハ經費ノ支出徵收方法ヲ定メ府知事縣令ノ認可ヲ得テ施行スルコトヲ得

第八條 區町村ニ於テ議員ヲ選舉セス又ハ議員招集ニ應セスシテ會議ヲ開クヲ得ス再議定スヘキ議案ヲ議定セス又ハ會期內ニ於テ議案ヲ評決シ終ラサルトキハ前條ノ例ニ依ル

第九條 議員ヲ選舉スルヲ得ヘキ者ハ滿二十歲以上ノ男

子ニシテ其區町村ニ住居シ其區町村內ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル但府縣會規則第十三條第一款第二款第三款ニ觸ル、者及陸海軍軍人現役ノ者ハ選舉人タルコトヲ得ス

第十條 議員タルコトヲ得ヘキ者ハ滿二十五歲以上ノ男子ニシテ其區町村ニ住居シ其區町村內ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル但府縣會規則第十三條第一款第二款第三款第四款ニ觸ル、者ハ議員タルコトヲ得ス

第十一條 區會ノ議長ハ區長町村會ノ議長ハ戶長ヲ以テ之ニ充ツ區長戶長若シ事故アルトキハ區長戶長ニ於テ議員中ヨリ議長ヲ指定スルコトヲ得

第十二條 府知事縣令其管轄內ニ於テ町村會ヲ開設シ得ヘカラサル狀況アルヲ認ムルトキハ內務卿ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

第十三條 府知事縣令ハ數區町村ニ關涉スル事件アルトキ其區域ヲ定メテ聯合區町村會ヲ開設スルコトヲ得

第十四條 府知事縣令ハ水利土功ニ關スル事項ニシテ區

町村會若クハ聯合區町村會ニ於テ評決スルヲ得サルモノアルトキハ特ニ其區域ヲ定メ水利土功會ヲ開設スルコトヲ得

第十五條 聯合區町村會及水利土功會ハ總テ本法ニ準據ス其區域區長戸長數人ノ所轄ニ涉ルモノハ府知事縣令便宜郡區長ヲシテ之ヲ管理セシム但戸長ヲシテ其評決ヲ施行セシムルコトアルヘシ

地方行政の範圍も漸く判明し得るの状態となつて地方自治の觀念も一段の進歩を見るに至つた。だが地方自治事務と中央政府の掌る國家事務との限界に關しては事甚だ曖昧糶糊たるを免かれない。更に明治十三年十一月五日太政官布告第四十八號を見るに其全文は左の如きものである。

今般歲計ヲ節約シ紙幣銷却ノ元資ヲ増加シ併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要用ナルヲ察シ左ノ通制定布告候事

第一條 本年四月第十六號布告第一條地方税目中「五分一以内」トアルヲ「地租三分一以内」ト改定ス

第二條 同上布告第三條地方税ヲ以テ支辨スヘキ費目中

左ノ三項ヲ増加ス

一、府縣廳舎建築修繕費

一、府縣監獄費

一、府縣監獄建築修繕費

(本條ハ明治十五年一月第二號布告ニ依リ消滅)

第三條 地方税ヲ以テ支辨スヘキ府縣土木(即チ河港、

道路、堤防、橋梁建築修繕費) 中官費下渡金ハ來ル十

四年度ヨリ廢止トス

右布告に依り府縣費の支辨事件は擴張せられ其費額も甚しく増加せるを以て從來の府縣會規則に依る機關では適當ならずと思料し同年十一月五日太政官布告第四十九號を以て左の布告を發するに至つた。即ち、

本年本月第四十八號ノ布告アルニ依リ本年四月第十五號布告府縣會規則ヘ左ノ通追加ス

第五章 常置委員

第三十六條 府縣會ハ其議員五人以上七人以下ノ常置委員ヲ選任スヘシ

常置委員定數ノ外數名ヲ増選シ缺員アルトキハ順次投票ノ多數ヲ以テ之ヲ補充スルヲ得

區部會郡部會ヲ開設シタル府縣ニ在テハ區郡各部ニ之ヲ選任スヘシ

第三十七條 常置委員ハ府縣會ノ議定ニ依リ事業ヲ執行スルノ方法順序及豫備ノ支出ニ付府知事縣令ヨリ諮問アルトキハ其ノ意見ヲ述フ

〔常置委員ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ事業ニシテ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ經費ノ豫算及徵收方法ヲ議決シ追テ府縣會ニ報告スルヲ得〕(十五年十二月布告第六十八號ヲ以テ追加)

第三十八條 常置委員ハ通常府縣會議ノ初メ委員會會議ニ於テ議決シタル事件ノ要領ヲ報告シ且通常會ト臨時會トヲ論セス府知事縣令ヨリ發スヘキ議案ヲ前以請取會議ニ向テ其意見ヲ報告スヘシ

第三十九條 常置委員會議所ハ府縣廳内ニ置キ定日ニ會議スヘシ

第四十條 常置委員ノ會議ハ別ニ議案書ヲ用ユルヲ要セス(十五年二月布告第十號ヲ以テ常置委員ノ下「諮問」ノ二項ヲ加フ)

第四十一條 「諮問會ハ府知事縣令ヲ以テ議長トシ其他ノ會議ハ委員中ヨリ之ヲ選舉スヘシ」(十五年二月布告第十號ヲ以テ追加)

第四十二條 常置委員ハ半數以上出席セサレハ當日ノ會議ヲ開クヲ得ス會議ハ過半數ニ依リテ決ス可否同數ナルトキハ議長可否スル所ニ依ル

第四十三條 常置委員會議ノ議事ハ書記ヲシテ筆記セシムヘシ

第四十四條 府知事縣令ハ主務ノ屬僚ヲシテ委員會會議ニ係ル事件ニ付辯明ヲ爲サシムルヲ得

第四十五條 常置委員會會議ハ傍聽ヲ許サス

第四十六條 常置委員ノ任期ハ二ケ年トシ「議員改選毎ニ之ヲ改選ス」但シ期限ニ至リ再選スルヲ得

(「……」十五年二月布告第十號ヲ以テ改正)



第四十七條 常置委員會議所ノ書記ハ府縣ノ屬官中ヨリ

府知事縣令之ヲ選任ス（十五年二月布告第十號ヲ以テ

府知事縣令ヲ「議長」ニ改ム）

第四十八條 常置委員ニハ三十圓以上八十圓以下ノ月手

當及往復旅費ヲ給ス其額ハ府縣會ノ議決ヲ以テ定ム

第四十九條 常置委員ノ月手當旅費其他委員會議所ノ費

用ハ地方稅ヨリ支給ス

府縣會に常置委員を設けて府縣自治行政の進捗に應ずる

の策を樹て其常設機關を具備するに至つたが、大都會の存

する府縣に在つては其府縣事業に於て財政に於て一律的に

處理するを適當とせざるものが少なくない。即ち區部と郡

部換言すれば都會地と農漁山村地とは經濟力に於ても生活

状態に於ても將又文化の程度に於ても決して一樣でない。

否大に懸隔する處がある。夫れで此實狀に應ぜんが爲めに

府縣會に區部と郡部との別を立て掌理するは地方發展の過

程に於て必須的方法であると看取し、明治十四年二月布

告第八號を以て東京府、京都府、大阪府、及神奈川縣に區

部會郡部會規則を施行することとなつた。該規則は左の如  
きものである。

第一條 三府及ヒ神奈川縣ニ於テハ府縣會ヲ分テ區部會

郡部會トナシ區部郡部ニ分別シタル事件ヲ議定セシム

第二條 區部會郡部會ニ於テ議定スヘキ事件ト府縣會ニ

於テ議定スヘキ事件トハ府縣會ニ於テ之ヲ議定ス

第三條 府縣會規則第十條ノ定限外ニ於テ區部議員ノ増

加ヲ要スルトキハ府知事縣令ヨリ內務卿ニ具狀シ其認

可ヲ得テ其定限ヲ殊ニスルコトヲ得

第四條 府縣會ハ區部郡部議員各半數以上出席スルニア

ラサレハ其日ノ會議ヲ開クヲ得ス

第五條 府縣會ノ議定ニ屬スル事件ニ付テハ區部郡部常

置委員會會同シテ諮問ヲ受ケ又ハ議決スヘシ

但區部郡部常置委員各半數以上出席スルニアラサレハ

其日ノ會議ヲ開クヲ得ス

第六條 區部ニ係ル營業稅雜種稅ハ區部會ノ決議ヲ經テ

府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ得

テ其制限ヲ殊ニスルコトヲ得

(十五年二月布告第十二號ヲ以テ第六條第七條削除)

第七條 區部ニ於テ地方稅費目外特別ニ要スル費項アルトキハ區部會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ内務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ得テ地方稅費目ニ加フルコトヲ得

第八條 明治十三年以前ニ係ル地方稅ノ中區郡連帶支辨

セルモノハ其決算ヲ府縣會ニ報告シ區郡ニ分別セルモノハ其決算ヲ各別ニ區部會郡部會ニ報告スヘシ

(十五年二月布告第十二號ヲ以テ追加)

府縣區町村等に關する地方自治に就いては上來叙述した所で大約其状態を知り得ると思はるゝが翻つて當時の政界の状態を檢討するに於て更に地方自治に影響する處の大なるものあるを看取することが出来るのである。仍て次號に於ては一般政界の歸向する處を述べ、地方自治制度の立法上如何なる經路を辿り來たかを略述する。(未完)

### 最近世界の自動車數

自動車の黄金時代とも見らるゝ現代で世界の自動車數は幾何臺を算するか最近の調査に依れば例年よりは百分ノ三餘を減したるも尙三千三百四十萬臺と稱せらるゝ之を國別に見る

國名	乗用車	トラック	バス
米 國	二、七五、六九臺	三、三二、六九臺	六九、〇三臺
佛 國	一、七三、〇八	四七、八六七	
英 本 國	一、〇〇、八八九	三六、一九五	七、三三〇
獨 逸	四八五、八六	一五、四三〇	二、五三四
伊 太 利	二四九、七五	七、四七七	九、一〇一
日 本	六六、九〇六	七、四七七 特殊車	一〇、八九五

七千萬人の國民數を有し其國富總額千一億八千萬圓(昭和五年末)に達する我日本として何んと貧弱な臺數ではないか乍去自動車地獄の交通状態である。如何にすればよいか。